

領知宛行制史における元禄7年令の位置

種村 威史

【要旨】

本稿では、元禄7年(1696)に、綱吉政権が発令した法令(以下元禄7年令)に注目・検討し、領知宛行制史に定置することを目的とするものである。

元禄7年令とは、「判物之格」であっても、代替り朱印改以外で発給する宛行状は全て朱印状で発給すると規定したものである。では、なぜ、朱印状で発給するのかという本質的な理由や発令の歴史的背景、さらには大名家への影響については、現在の研究段階では明らかとはなっていない。この問題の検討は、領知宛行制の研究には不可欠であろう。徳川将軍権威の追究にも繋がると考えられる。

本稿の検討の結果、元禄7年令の含意とは、幕府は領知判物を代替り朱印改めの時の限定発給とするしたこと、元禄7年令発令の背景には、領知宛行状の大量発給が予想される中で、領知判物の権威を維持するためのものであったこと、従来、判物と考えられてきた、宝永6年8月5日付の間部詮房宛領知宛行状の本来は朱印状であったことから見ても、元禄7年令の主旨は徳川政権下において一貫したものであったこと。さらに、元禄7年令は、例えば大名家の文書管理などを規定し続けていたことから明らかなように、後年に至っても、大名家に影響を及ぼした。以上を明らかにした。

【目次】

はじめに

I、代替り領知朱印改と個別発給の概要

II、元禄7年令の含意と歴史的背景

1、元禄10年土佐山内家の領知宛行状発給

2、「判物之格」でも朱印状で発給する理由

3、元禄7年令発令の背景

III、宝永6年間部詮房宛領知判物写の再検討

1、宝永6年の間部詮房判物と従来の評価

2、関連史料による再検討

むすびにかえて

はじめに

本稿は、領知宛行状の発給に関わって元禄7年に発給された法令(以下元禄7年令)を分析し、領知宛行制史定置を試みるものである。ところで、元禄7年令とは以下のようなものである¹⁾。

1) 国立公文書館内閣文庫所蔵

覚

壹万石以上之面々江御加増又は所替被 仰付候ハ、向後御書出之節 御朱印可被成候、縦 御判物之格二而も御朱印之御書出可被下由五月朔日出羽守を以被仰出之、但
(備 沢 吉保)
 当戊正月(元禄7年)より以来相改御書出可申付旨被申聞候事
 戊

五月朔日

内容は、代替り朱印改以外での、領知宛行状の発給（以下、個別発給と略す）における原則を規定したものであり、具体的には ①万石以上へ「加増」「所替」に際しては「御朱印」が出されること、②一斉発給の際には判物で出される格を持つものであっても、判物ではなく朱印状（「御朱印之御書出」）を下されること、③この規定は「当戊正月」すなわち元禄7年正月に遡って適用することが側用人柳沢吉保を通じて命じられた²⁾。なぜ、本法令について検討を試みるのについては、以下、研究史を検討する中で、明らかにしたい。

徳川将軍の領知宛行制、特に代替り朱印改については、70年代以降、幕藩制国家論、近世古文書学、あるいは近世史科学等の視点より多様な研究がなされているが³⁾、個別的発給についての研究蓄積は極めて少ない。ただし、以下のような研究も現れ始めている。

個別発給ならびに本法令についての最初の研究は大野瑞男氏である⁴⁾。大野氏は学習院大学史料館寄託の「忍藩阿部家文書」を紹介、さらに書札札を分析する中で、阿部家が受給した個別発給の領知宛行状が全て朱印状であることに着目し、その根拠となる法令として元禄7年令を指摘した。ただし、法令自体の詳細な分析は行っていない。

針谷武志氏は「寛文印知以降は将軍代替りでも発給される。元禄頃までは村替でも再発給されていたが、再発行は判物ではなく朱印状⁵⁾」と説明し、上野秀治氏は「代替わりに際してで

2) 藤井譲治氏「徳川将軍家領知宛行制の研究」(思文閣出版、2008年)のうち「補論Ⅱ 領知朱印改め以外の領知朱印状発給」、p348～349)。

3) 権力論との関わりで初期の領知宛行を分析としたものとしては、直接、領知宛行制を対象とはしていないが、例えば、大名の改易、転封に注目した藤野保氏(『幕藩体制史の研究』吉川弘文館、1961年)、領知宛行を封建的主従関係の成立の最重要要件として重視した北島正元氏(『江戸幕府の権力構造』岩波書店、1964年)、領知朱印状の発給を封建的知行体系の掌握のメルクマールと見た朝尾直弘氏(『将軍政治の権力構造』『岩波講座 日本歴史』10、1975年、のち同氏『将軍権力の創出』岩波書店、1994年所収)、家綱政権を論じる中で、寛文印知に注目し、その実施を将軍による統一的知行体系の掌握として、将軍権力が新たな段階に入ったことを論じた藤井氏(『家綱政権論』『講座 日本近世史』4 有斐閣 1980年、のち同氏注2書に所収)等がある。領知宛行状自体の研究は、早くには伊地知識男氏編著『日本古文書学提要』下巻(大原新生社、1969年 p695～717)、『日本古文書学講座』6 近世Ⅰ(雄山閣、1979年、p81～83)で取り上げられているが、古文書学的視点から体系的に論じたのは、大野瑞男氏「領知判物・領知朱印状の古文書学的研究—寛文印知の政治史的意義(一)」(『史料館研究紀要』13、1981年)である。その後、初期を中心に藤井氏が注2書に所収する論考を発表していく。以降、史料空間論の視点より論じた藤井久美子氏「江戸時代中後期の「判物・朱印改め」について」(『学習院大学史料館紀要』12、2003年)、「江戸時代中後期の領知判物・朱印および領知目録の授受儀礼」(同13、2005年)、大名や地域に視点を置いた千葉一大氏「江戸時代初期における領知朱印改めと大名」(大野瑞男編『史料が語る日本の近世』吉川弘文館、2002年)、同氏「寛文印知」と奥羽地方」(『青山史学』23、2005年)等領知宛行状や領知朱印改自体を対象とした研究がみられるようになる。なお、領知宛行制史研究の研究史紹介では触れられることはないが、大藤修氏の「近世文書論序説(中)」(『史料館研究紀要』23、1991年)は近世の領知宛行状を近世の史料体系全体の中で論じた先駆的な業績である。

4) 大野瑞男氏「領知判物・朱印状」再論」(『東洋大学文学部紀要』53、1991年)。

5) 竹内誠編『徳川幕府事典』(東京堂出版、2003年) p41～42の「領知」。

はなく領知の加増や転封によって、宛行状を出す必要が生じた場合は一〇万石以上、侍従以上の大名であってもすべて朱印状が交付されていた」と指摘する⁶⁾。

藤井譲治氏は、個別発給について詳細に論じている。以下、氏の論点を列挙するなら、①個別的発給は寛文9年(1669)から明和7年(1770)に実施される。個別発給は寛文9年(1669)を初見とするが、当初は領知宛行制の中では定着せず、②個別発給が制度化するのは元禄7年、すなわち上記史料発令後である。③個別発給では朱印改時の書札札は準用されず、すべて朱印状により発給された。ただし、例外として宝永6年(1709)8月5日付の間部詮房宛徳川家宣領知宛行状のみは判物であった。以上となろう。

以上の研究史を振り返るなら、特に、藤井氏の成果が到達点であることは明らかである。しかし、藤井氏の成果には、次のような問題点が指摘できる。第1に、元禄7年令で最も重要な点、すなわち、なぜ「判物之格」でも個別発給においては朱印状で発給されるのかという、徳川幕府の政策意図が明らかにされていない。かかる問題を追究することは、領知宛行制史における綱吉期の特質をも明らかにすることに繋がろう。

第2に、元禄7年令の例外的な事例として、藤井氏は、宝永6年(1709)8月5日付の間部詮房宛徳川家宣領知宛行状のみは判物であったとし、その理由を「家宣の詮房重用のなかで、この領知宛行状が、朱印状ではなく判物として出された」と推測する。一方、竹内信夫氏は、本宛行状の写を「徳川家宣領知朱印状写」と評価している⁷⁾。一体、宝永6年の間部氏宛行状の印章はいかなるものであったか。この点を確定することは、元禄7年令、さらには領知宛行制自体の評価にも影響するものと考えられる。

本稿では、以上の問題点を検討することによって、領知宛行制史における元禄7年令の位置づけを確定することを目的としたい。その上で、元禄7年令が後年に至り、大名家に及ぼした影響について、主に文書管理の面から言及したい。なお、徳川将軍文書が将軍の権威だとすれば、かかる追究は、将軍権威の問題そのものを明らかにする手掛りとなるであろう。

I、代替り領知朱印改と個別発給の概要

本章では、代替り領知朱印改と個別発給についての概要を述べる⁸⁾。まず、代替り朱印改と個別発給、両者の発給概要について、表1に従って説明すると、第2代秀忠が元和3年(1617)に京都において実施したことを淵源とする。ただし、発給日は区々であり、順次発給したものであった。寛永2年(1625)には譜代大名や旗本に対して宛行状を一斉発給しているが、この時は一部加増を含むものの、大半は領知安堵であり、朱印改と同質のものであった。3代家光は、寛永11年(1634)に京都において70名余の大名に実施、4代家綱は寛文4年(1664)に250名余の大名に一斉発給を実施している。徳川将軍は寛文印知において、統一的知行体系を掌握したのである⁹⁾。

一方、寛文印知以降の朱印改以外の領知宛行状発給については表2を参照されたい。寛文9

6) 注5書p310~311「判物」「朱印状」。

7) 竹内信夫氏『鯖江藩の成立と展開』（非売品、2008年）p40所収、4号文書。

8) ここでの記述は特に断らない限り藤井前掲書に拠る。

9) 藤井氏「家綱政権論」。

表1 歴代将軍代替り朱印改関係

代	将軍	将軍宣下前の領知宛行	将軍宣下の日	領知朱印状発給初年	代替朱印改めの日	将軍宣下と代替朱印改め間の年数	没年
1	家康	慶長5年8月15日	慶長8年(1603)2月12日	慶長5年9月29日	—	—	元和2年4月17日
2	秀忠	—	慶長10年(1605)4月16日	慶長13年3月17日	元和3年・寛永2年	12	寛永9年1月24日
3	家光	—	元和9年(1623)7月27日	寛永11年8月4日	寛永11年8月4日	11	慶安4年4月20日
4	家綱	—	慶安4年(1651)8月18日	寛文4年4月5日	寛文4年4月5日	13	延宝8年5月8日
5	綱吉	—	延宝8年(1680)8月23日	貞享元年9月21日	貞享元年9月21日	4	宝永8年5月8日
6	家宣	宝永6年4月6日	宝永6年(1709)5月1日	宝永6年7月11日	正徳2年4月11日	3	正徳2年10月14日
7	家継	正徳2年12月24日	正徳3年(1713)4月2日	—	—	—	享保元年6月10日
8	吉宗	—	享保元年(1716)8月13日	享保2年8月11日	享保2年8月11日	1	宝暦元年6月10日
9	家重	—	延享2年(1745)11月2日	延享3年11月11日	延享3年11月11日	1	宝暦11年6月12日
10	家治	—	宝暦10年(1760)9月2日	宝暦11年10月21日	宝暦11年10月21日	1	—
11	家斉	—	天明7年(1787)4月15日	天明8年3月5日	天明8年3月5日	1.5	天保12年1月30日
12	家慶	—	天保8年(1837)9月2日	天保10年3月5日	天保10年3月5日	1.5	嘉永6年6月22日
13	家定	—	嘉永6年(1853)11月23日	安政2年3月5日	安政2年3月5日	1.5	安政5年7月4日
14	家茂	—	安政5年(1858)12月1日	安政7年3月5日	安政7年3月5日	1.5	慶応2年8月20日
15	慶喜	—	慶応2年(1866)12月5日	—	—	—	大正2年11月22日

藤井譲治著『徳川将軍家領知宛行制の研究』p381掲載表に加筆・修正。

表2 「朱印改」以外で発給された領知宛行状

将軍	年次	数	署判
家綱	寛文9年	15	原本・写を確認できるものについては、すべて朱印
綱吉	元禄7年～宝永5年	151	原本・写を確認できるものについては、すべて朱印
家宣	宝永6年・正徳2年	2	原本・写を確認できるものについては宝永6年8月5日付間部詮房宛のもののみ判物、他はすべて朱印
吉宗	享保3・5・9・12・16・19年、元文2年	38	原本・写を確認できるものについては、すべて朱印
家重	延享5年、寛延4年、宝暦8・10年	53	原本・写を確認できるものについては、すべて朱印
家治	明和2・4・7年	22	原本・写を確認できるものについては、すべて朱印
		281	

藤井譲治著『徳川将軍家領知宛行制の研究』p349掲載表に加工・修正。

年（1669）15名のものに一斉発給したのを最初に、綱吉期以降は第11代家治まで恒常的に発給している。『徳川幕府事典』等を参考にすると、宛行の事由としては、加増や所替、さらには減知等所領変動に伴うものが大半であるが、次のような事例もある。

（宝永三年七月）廿八日

大久保加賀守・松平伊賀守・久世大和守・永井伊豆守・間部越前守

右御座間へ罷出領知之御朱印頂戴之、但加賀守御朱印は焼失、^{（大久保忠増）}其外ハ御加増・取替ニ付也¹⁰⁾

小田原城主の大久保忠増は、宝永2年（1705）に居城の火事に伴い、宛行状を焼失したために、宝永3年（1706）に宛行状を再受給したのである¹¹⁾。なお、宛行状の発給数については、特に綱吉期に多いのが目立つが、その理由は元禄7年令の評価にも関わるため、改めて後述したい。

次に領知宛行状の文書様式について、まず、大野瑞男氏の研究を参考に説明したい。印章と敬称については石高は10万石以上、あるいは官職は侍従を境として、印章は判物・朱印に、敬称は「殿」・「とのへ」に区別されるが、敬称については、位階官職が三位中将か四位中将・少将かで、さらに崩し方に変化がある。書止文言についてはさらに細分化され、中将であれば「全可被領知之状如件」、少将であれば「全可令領知之状如件」、侍従であれば「全可領知之状如件」、諸大夫で10万石以上であれば「全可令領知者也、仍如件」、諸大夫で10万石以下であれば「全可領知者也、仍如件」と5段階に分類される。さらに、宛所の高さにも格差が存在するが、総じていえば、石高と官職の組合せによって、文面上において家格が明瞭に表現される仕組みである。

以上を念頭に、具体的事例を参照し領知宛行状の文書様式の特徴を確認してみたい。以下は、土佐山内家宛の領知宛行状である¹³⁾。

(1)

土佐国一門高式拾万式千六百石^{山内家}事、内三万石山内大膳亮可進退之、殘拾七万式千六百石、任寛文四年四月五日先判之旨充行之訖、全可領知之状如件

貞享元年九月廿一日（綱吉花押）

^{（印）}
土佐侍従殿

(2)

土佐国一門高式拾万式千六百石^{山内家}、任寛永十一年八月四日先判之旨充行之訖、全可領知之状如件

元禄十年四月十五日（綱吉朱印）

^{（印）}
土佐侍従殿

10) 「宝永年録」（国立公文書館内閣文庫所蔵「柳營日次記」宝永3年7月28日条）。

11) なお、卑見の限りでは、大名に領知宛行状を再発給した事例はこの一件のみである。寺院については、元禄年間に焼失を事由とした再発給が見られるが、これは日光門跡の仲介という、特殊な事例なようであり、原則的には、幕府は領知宛行状の再発給は実施しなかったと考えられる。なお寺院の事例については宇高良哲「江戸幕府の寺社の再給付手続きについて—武蔵松伏宝珠院の事例を中心に」（圭室文雄編『日本人の宗教と庶民信仰』吉川弘文館、2006年）。

12) 大野氏注3論文。

13) 土佐山内家宝物館所蔵。

前者は貞享2年、5代綱吉の朱印改の際に受給したもの、後者は元禄10年(1697)、内分分知である支藩中村藩の返還にともない受給したものである。(1)を見ると、当時の山内家は従四位下侍従であるため、印章は判物、敬称は「とのへ」、書止文言は「全可領知之状如件」となる。次に(2)を見るなら、敬称、書止文言、さらに宛所の高さも(1)と全く同様である。さらに言えば、料紙の大高檀紙の大きさも約40.5×56.0cmと同一で、厚さも同等(大藤修氏が計測した津軽家宛領知宛行状と同じだとすれば、0.5cm¹⁴⁾である。勿論、印章の相異は元禄7年令に従ったのであるが、視覚的にも、印章の相異は特に目を引くことになる。さらに、印章は発給者の人格性の象徴であり、人格性が込められたものとする最近の印章論の成果を踏まえるなら¹⁵⁾、判物が朱印かは、単に印章の種類が異なるだけの問題ではないと考えられる。

以上、代替り朱印改と個別発給について、特に両者の差異を明らかにしながら検討してきた。特に発給概要については、個別発給が、寛文印知を実施した家綱政権の寛文9年を淵源としていること。文書様式の面では特に、代替り朱印改においては、家格に応じて書札札が厳格に規定されている。換言すれば、宛行状が家格を明確の表現するものとして機能していること。個別発給では、文書を構成する諸要素の中でも重要な印章が、家格と無関係に全て朱印であること。以上を指摘した。次章では、以上に留意しつつ、個別発給における宛行状発給の具体的手続を検討する中で、元禄7年令の内容について明らかにしていきたい。

Ⅱ、元禄7年令の含意と歴史的背景

1、元禄10年土佐山内家の領知宛行状発給

本章では、個別発給における宛行状発給の具体的手続を確認すると共に、なぜ、判物格でも朱印状で発給するかという、元禄7年令の含意を明らかにしたい。なお事例として取り上げるのは、元禄10年、分知の中村支藩の還付によって宛行状を受給した土佐山内家である。本事例は、卑見の限りでは、個別発給の事情や経緯を最も詳細に理解できるものである。

まず、中村支藩の幕府への取公、本藩への還付にいたるまでの経緯を説明しておきたい。土佐藩は¹⁶⁾、慶長5年(1600)に土佐高知へ入部することで成立し、元和3年には20万2千600石の領知判物を受給し石高が決定した。明暦2年(1656)、忠義隠居、忠義の希望で、第2子忠直に中村3万石を分知する。中村支藩の成立である。ただし、中村藩は内内分知であったため、その3万石の石高は、本藩の石高20万2千600石に含まれる。

元禄10年(1697)、中村支藩は土佐藩へ返還されることになる。元禄2年(1689)に中村支藩

14) 大藤氏注3論文。

15) 例えば、山室恭子氏「中世のなかに生まれた近世」(吉川弘文館、1991年)、大友一雄氏「近世の文字社会と身分序列—秋田藩を事例に」(『歴史評論』653、2004年)。山室氏は判物から印判化の過程に文書の非人格化を見る。この見解を本稿に即して言えば、判物はもっとも人格制を表徴する印章となるわけである。大友氏は秋田藩における御判紙の取扱いを分析する中で、藩は藩主の「御印」の取扱いを最も重視し、その保存・管理には生命を懸けることすら求めたことを明らかにする。このように、近年の印章論は文書社会の質的問題へまで接近することに成功している。なお、大友氏論文では判物の取扱いに関わる事例は確認できないが、朱印や青印の取扱いがかほどまで厳格であったなら、藩主の判物の取扱いはより厳しいものであったことは容易に想像できる。

16) 以下、中村支藩の立藩と改易、本藩の返還事情については、特に断らない限り渡辺淳氏「土佐中村支藩改易の諸相」(『研究紀要』<財団法人 土佐山内家宝資料館>2号、2004年)に拠る。

の当主、山内豊明が病気を理由に綱吉の東叡山参詣供奉を辞退したため、綱吉の勘気を蒙ったため改易となったのである。当初の予定では豊明は逼塞を許されたのち隠居、嫡男の豊定が家督を継承し中村支藩主に就任することで本一件は解決するはずであったが、同年6月12日に豊定は死去したことで事態は一転し、豊明は改易、寄合旗本として召し抱えられることになった。中村は一旦、幕府の預地となった。その理由は、中村支藩は、軍役等の奉公筋は幕府に直接把握されていたために、分知であっても、土佐藩内部の問題としては処理できないためであった。山内家にとっては、中村藩が永続的に幕府の預地となるなら、今後、3万石が差引かれ17万石になること、ひいては献上物等においても格式が軽く見られる等の可能性もあるため深刻であった。しかし、同10年に、中村は幕府より土佐藩に返還された。

以上、中村藩の本藩への返還過程を述べたが、次の問題として浮上するのが、領知宛行状の発給経緯である。領知宛行状の発給は、土佐藩よりの要求に基づくものであったが、幕府の領知宛行状発給に対する方針から、発給経緯は紆余曲折をたどることになる。この点、「家老月番記録」元禄10年4月1日条によって確認していきたい¹⁷⁾。

一去月廿七日之朝阿部豊後守様へ御出被成御対面被成候ニ付被仰達は、当御代ニ御判物御拝領被成、中村分は内分之御文言ニ御座候、然処ニ去冬中村分御拝領被成候ニ付御文言相違之分ニ成申候、御判物御改被遊被下候様ニ御願被成候儀は成間敷哉と御相談被成候

豊明は、土佐中村収公にともない領知判物の更新は不可能かと老中に相談した。その理由は、支藩が還付されたため、従来の宛行状の文面（「内三万石～」という表現）は現状にそぐわないためである。しかし、阿部の回答は次のようなものであった。

御判物之儀は御一代ニ一度つつ之儀ニ御座候間御改被成候儀は成間敷旨被仰候由、依之左候ハバ御書付等御願被成候儀ハ成申まじく也、

注意したいのは、ここでの「御判物」とは、あくまで宛行状自体のことを指していると考えられることである。山内家は判物格であるから、ここでは「御判物」と表現しているのである。すなわち、幕府は、領地の変動に対して、必ずしも宛行状を発給する姿勢を見せていない。判物の更新を拒否された豊昌としては老中の書付でもよいから、なんとか証拠書類が欲しいとの要望を提出している。最終的には阿部が、判物発給の件は、同僚に相談するとの旨を約束したのであった。

以上、山内家と幕府との領知宛行状発給をめぐる交渉過程を検討したが、ここまでの過程で、幕府は判物の更新には消極的であった点に留意しておきたい。一方、山内家では、老中の書付でもよいと要望している点に、口頭の約束よりも証拠書類を求める姿勢、すなわち文書主義の浸透を見ることもできよう。

2、「判物之格」でも朱印状で発給する理由

翌15日の5ツ時、豊昌は細川綱利等とともに帰国の御礼のため登城した¹⁸⁾。將軍への拝謁は黒書院にて行われたが、拝謁前、大広間に控えていた豊昌は、月番老中土屋政直より、「御用」があるため、御目見が終了したのちも待機しているようにとの指示を大目付神尾元清より受け

17) 土佐山内家宝物資料館所蔵「豊昌公紀」二巻所収。

18) 「元禄記」（「豊昌公紀」二巻所収）。なお、以下、山内家の一件は同史料による。

ていた。御目見終了後、豊昌は大目付より1人、白書院に来るようにとの指示を受けた。以下、白書院の様子である。

御白書院御縁輪^(ママ)へ御出被成候処、御老中様方御列坐ニ而、御月番相模守様被仰渡候ハ旧冬分知返被下候付御朱印被成下上意之由、御白三方ニ載有之^(土屋改政) 御朱印、相模守様御取御渡被成候之故謹而御頂戴 (後略)

豊昌が白書院縁類へ行くと、待ち受けた老中一座のうち、月番老中の土屋が「御朱印」を交付するとの將軍の命を告げると、豊昌は、三方の上にある「御朱印」を土屋から受取ったのである。その宛行状はIで提示したものである。無事、宛行状を受給した豊昌は藩邸に帰ると家臣に朱印状を読み聞かせて喜びを共有する一方、即日、老中・側用人・若年寄に御礼・皆動した。特に、朱印状の発給に尽力した阿部豊後守へ自筆で御礼状を提出したのであった。なお、宛行状発給が急であったためか、山内家には領知目録は発給されなかった。

以上が、山内家の宛行状受給の経過であったが、改めて注目したいのは、本宛行状が朱印状であったことである。なぜ朱印状であったのか。豊昌に朱印状を手渡した土屋が次のように言い添えていた。

御判物 御一代一度被遣ニ付御朱印被成下候

つまり、判物は將軍一代に一度しか発給しないものであるため、朱印状を発給したとする。以上から、將軍が一代に一度だけ発給するものであるとの認識を幕府がもっていることが明らかとなった。

ただし、問題となるのは、「御判物 御一代一度被遣」の意味である。なぜなら、將軍一代の内て花押を添え発給する文書は、領知宛行状に限らないのである。例えば、三季御内書は、寛永期までは、花押を添えた御内書は多く見られ、寛永期以降でも、御三家、両典家、参議以上の大名、さらに武家ではないが本願寺宛の御内書には花押が添えられている¹⁹⁾。また、五山の住持の任命書である公帖も、格式の高い寺院には花押で発給する²⁰⁾。このように、花押を添える文書は領知宛行状のみでないとするれば、「御判物 御一代一度」とはどのように解釈すべきか。この点を秋田藩の「御右筆処御書物御日記書抜」の享保20年(1735)3月6日の記事より明らかにしたい²¹⁾。

今日矢代休意宅にて奥御右筆組頭岡本弥十郎殿江 此方様御留守居三人初而御出会候節去寅十一月十五日下野国御領地板むら之内御用地ニ被召上、右為替地同国之内坪山村之内にて御拝領被遊候、村替 御朱印御拝領ニ付右 御朱印御拝領之訳御尋申処弥十郎殿被仰渡候は、御判物ハ 御代替之節被下置候事ニ候、先ハ村替ニ付此度は 御朱印ニ而被下置候

秋田藩佐竹家では、享保7年に飛地である下野国絹板村内の一部を幕府の御用地として、召上げられた。代わりに同国坪山村内に替地を宛行われ、享保19年に領知宛行状が発給されたが、

19) 国立公文書館内閣文庫所蔵「雑事記」の内「公帖并御内書之次第」、国文学研究資料館所蔵嵯川家文書「久保吉右衛門正元手跡」、なお、御内書の基礎的事項については、上野氏「江戸幕府御内書の基礎的研究」(『学習院史料館紀要』8、1995年)。

20) 例えば、国立公文書館内閣文庫所蔵「御直判并 公帖金地院江被成下京都江御暇被仰渡候節牧野越中守日記書抜」、なお公帖についての領知宛行状と公帖との関係については、上島有「近世の領知判物・朱印状と公帖」(『撰大学術』B8号、1990年)。

21) 秋田県立秋田図書館編『国典類抄』第10巻 軍部全(秋田県教育委員会、1980年) p158。

朱印状であった。「判物之格」である佐竹家は不審に思い、幕府右筆岡本弥十郎と対談し、理由を尋ねた。そこでの岡本の答えは、領知判物は、将軍の代替りの際のみが発給するものであると回答したのである。以上から、「御一代一度」とは将軍の代替り朱印改のことを指していることが明らかとなる。すなわち、幕府は領知判物を朱印改という場に限定したわけである。これこそが、元禄7年令「御判物之格二而も御朱印之御書出可被下」の含意であった。

3、元禄7年令発令の背景

以上の含意を持つ元禄7年令が、当該期に発令された理由はいかなるものであったか。まず発令の直接的契機は、元禄7年令の附則に「戌正月より以来相改御書出」とあることから、正月7日に武蔵川越を拝領した柳沢吉保を発給の対象とするための措置であったとする藤井氏の指摘に間違いはない。しかしながら、なぜ、幕府は、元禄7年に「御判物之格二而も御朱印之御書出」と、改めて判物の発給を代替り朱印改の場に限定したことを明示する必要があったのか。なぜなら、表2によれば、4代家綱は寛文9年に、それ以前に加増・転封のあった15名の大名に、一斉に宛行状を発給しているが、その印章は判物格のものも含め全て朱印であり、「御判物之格二而も御朱印之御書出」という主旨は、家綱時代の先例を踏まえたものであったことなのである。なぜ元禄7年という時期であったのかについて、以下、考えてみたい。

まず、元禄7年令に「向後御書出之節」として、今後も個別発給がある旨を明記している点に留意し、改めて表2を見るなら、個別発給数は、特に綱吉期に多い点が改めて注目できる。傍系より将軍家を継いだ綱吉が、宛行状の発給を以って、大名との間の主従関係の強化を意図したのであろうが、特に、側用人を勤めた牧野成貞に対し3度、柳沢吉保に対して5度等、綱吉が寵愛する大名に複数回、宛行状を発給している。「向後」という文言には、こうした寵愛の臣への加増・転封、それに伴う領地変動によって宛行状の大量発給の可能性が含意されているのではないだろうか。ところが、宛行状の大量発給は、宛行状それ自体の權威の問題に関わってくるのである。

山室恭子氏は全国の戦国大名文書の検討を通じて、戦国期から統一政権期にかけて、判物の印判化、さらには当主本人の直状が減少し、奉行人などの文書へと移行がみられ、それに伴い人格的な支配から非人格・官僚制的な支配へ推移する点を指摘する²²⁾。氏の指摘に学ぶなら、江戸時代に、もっとも将軍の人格を象徴する文書としての残った一つが領知宛行状で、中でも最も格の高い文書が領知判物であったといえよう。だからこそ、大名家では、「宝物」として宛行状を厳重に保存管理したわけであるが、それは一方では、宛行状は大名家の格式を表現するものとして観念されたためでもある。しかし、かかる判物を個別発給の度に発給したならその価値は低下することになり、ひいては将軍文書の威光にも影響することにもなろう。既述のように、幕府は焼失などによる再発給を原則として実施しなかった点、さらに、先の老中土屋の「御判物之儀は御一代ニ一度つ之儀ニ御座候間御改被成候儀は成間敷」とし、将軍一代の内に領知判物を重複発給することを拒否した点もここにかかるに違いない。したがって、幕府は、寵愛の臣への加増・転封、それに伴う領地変動による宛行状発給の必要がでた元禄期に、判物の発給を代替り朱印改の場に限定する旨の法令を出したと考えられるのである。なお、判物発給

22) 山室氏、注15書。

を代替りに限定したことは、儀礼としての代替り朱印改の権威化につながることも付言しておきたい。

以上、本章では、個別発給における具体的手続を確認しながら、元禄7年令の含意とは、判物の発給を代替り朱印改の場に限定することであったこと、それは、判物の権威を維持するための政策であったことを明らかにした。

Ⅲ、宝永6年間部詮房宛領知判物写の再検討

1、宝永6年の間部詮房判物と従来の評価

前章までで、元禄7年令の含意とその歴史的背景について明らかにしてきたが、引き続き検討したいのが、宝永6年8月5日付の間部詮房宛徳川家宣領知判物写である。まずの宛行状写を提示したい²³⁾。なお、当該期、間部詮房は官位・官職は従四位・侍従であり、代替り朱印改時には判物の受給資格を持つ。

(包紙上書)

「文照院様御判物写一」

(本文)

和泉国大鳥・和泉武郡之中拾貳箇村、并撰津国西成郡中貳拾箇村、伊豆国田方・若沢武郡之中貳拾壹箇村、下総国海上郡中拾七箇村、都合三万石^{上録其}、且依前代之旧規之^{以御書}、且為當時之新恩^恩宛^之行^之之^詔、宜有領知之状如件

宝永六年八月五日 御判
間部侍従とのへ

本文書の特徴として、まず、目下に「御判」と書かれている点に注目したい。大名が朱印改の際に幕府に写を提出する際には、判物であれば「御判」、朱印であれば「御朱印」と記す規定である。次に包紙に注目すれば、貼紙に「文照院様御判物一」とある。朱印改では写の包紙にこのように貼紙を付けることが原則である²⁴⁾。つまり、本文書は朱印改の際に用意されたものと考えられるのである。もちろん、朱印改で提出した写は、そのまま幕府の手元に留め置かれるため、本宛行状写は間部家の控と考えるのが妥当である。以上のように考えるなら、「はじめに」で紹介したような本文書を判物とする藤井氏の評価は妥当とすることができる。なお、関連史料にも、本宛行状は「御判物」と記録するものが多い²⁵⁾。

しかし、既述のように竹内氏は本文書を朱印状と把握しており、藤井氏の指摘と正反対の見解を表明している。さらに、間部詮房の一代記である「享淨院御実録」²⁶⁾の該当部分には、

23) 萬慶寺所蔵、なお筆者は原本を確認しえていないため、藤井氏注2書p356所収のものを参照した。なお、包紙情報は同書p362にある。

24) 藤實氏注3論文の内「江戸時代中後期の『判物・朱印改め』について」

25) 植田命寧氏所蔵「間部家譜」、「御判物・御朱印御用控」。なお、両史料は根岸茂夫氏採集の写真版により閲覧した。なお、植田家は間部家の家老を勤めた家である。

26) 植田命寧氏所蔵。間部家文書刊行会編『間部家文書』第1巻(鯖江市役所、1980年) p637~654。

「一（宝永6年）八月五日、都合三万石之御朱印頂戴」とあり、本宛行状は朱印状であったとする。もちろん、藤井氏も指摘するように、近世では判物のことを「御朱印」と呼称することも見られるため、この記述より文字通り朱印状とすることには慎重となるべきであろう。しかし、同書を通覧すると、例えば、享保2年（1717）、8代吉宗の代替り朱印改の際の記述は「御判物」とあり、編者は判物と朱印状を明確に区別していることが判明する。したがって、編者は、宝永6年の宛行状を朱印状と判断していたことになる。

以上のように、研究者や諸史料では、本文書の印章の評価が分かれているのである。一体、本宛行状の原本は判物であったか、朱印状であったか。この点は、元禄7年令の評価に大きく影響するため、さらに検討を加える必要があろう。

2、関連史料による再検討

竹内氏著書に紹介する「文稿掇遺」は、鯖江藩の儒者である、芥川氏が、備忘のために間部家や鯖江藩庁の史料を謄写したものである。したがって、宛行状についても原本を閲覧している可能性が高い。しかしながら、宛行状は印章が写し取られてはおらず確認できない。ただし、宛行状の添状である領知目録も写されており、原本の印章を推測する手掛かりとなる。

まず、便宜上、正徳2年（1712）発給の家宣の領知判物に添えられた領知目録を提示したい²⁷⁾。

目録

和泉国

大鳥郡之内

八箇村

上村 原田村 土生村 新家村 船尾村 新村 大鳥村 菱木村

高四千九百五拾五石五斗九升

泉郡之内

上代村 上村 舞村 太村

高千百拾六石九斗九升壹合

（3カ国分村付略）

右今度被差上郡村之帳面相改、及上聞所、被成下御判物也、此儀兩人奉行依被仰付、
執達如件

正徳二年四月十一日

松平備前守

正久 判

安藤右京亮

重行 判

、
間部^(藏 男)越前守殿

文末に「及上聞所、被成下御判物也」とある。このように、既述のように正徳2年に宣房が受給した宛行状は判物である。つまり、宛行状が判物であれば目録の文末には「御判物也」となるわけである。当然、朱印状であれば「御朱印也」となる。以上を念頭において、宝永6年

27) 竹内前掲書p49～52所収13号文書。

の領知目録に注目したい²⁸⁾。

目録

和泉国

大鳥郡之内

八箇村

上村 原田村 土生村 新家村 船尾村 新村 大鳥村 菱木村

高四千九百五拾五石五斗九升

(以下3カ国分村付略)

右今度郡村之帳面相改、及上聞所、被成下御朱印也、仍執達如件

井上 河内守

宝永六年八月五日

正岑 判

大久保加賀守

忠増 判

本多 伯耆守

正永 判

土屋 相模守

政直 判

(詮房)
間部越前守殿

末文には、「御朱印也」と記されている。本日録は写しであるとはいえ「御判」を「御朱印」と写し間違える可能性は少ないのではないだろうか。

さらに、間部詮房の側用人時代の公務日記である「間部日記」²⁹⁾には以下のようにある。

八月五日

一四半時過 御座間 出御、出老中如例日 御目見過而

(詮房)

(詮房)
間部越前守

右先頃御加増拝領ニ付而 御朱印被下之^{ひまら}、御納戸衆持出御下段ニ置之、越前守出座、上意有之而頂戴之、老中御取合申上之

すなわち、この日、間部が御座之間で拝領したのは「御朱印」であった。「間部日記」では判物・朱印の表記をかなり厳密に区別していること、さらに「文稿掇遺」収録の領知目録の記述と併せて考えるなら、宝永6年発給当時は朱印状であったと結論付けられる。

しかしながら、若干の問題も残る。なぜなら、前掲の判物写は必ずしも、単純な書き誤りとも言えないからである。すなわち、判物写は写の状態や包紙に付与された小札などの情報からすれば、実際の朱印改において写の控と考えられるからである。さらに間部家家老の植田家所蔵「御判物・御朱印御用控」は、延享3年、すなわち第9代家重の朱印改の際に作成されたものであるが、本史料所収の手目録には

28) 竹内氏前掲書p46～49所収12号文書。

29) 国立公文書館内閣文庫所蔵。同文庫には2種類の写本を所蔵するが、ここでは特に45冊本(請求番号 165-40)に拠る。

文照院様

一御判物

同人頂戴之

宝永六年八月五日

とあり、少なくとも家重の代替り朱印改に提出した宛行状は判物であったと考えられるからである。かかる矛盾はどのように考えるべきであろうか。この点、筆者は、何らかの事情で、間部家ではある時期に朱印状を判物として再作成したと考えている。では、いかなる事情で再作成したか等具体的な事実については現時点では関連史料が発見できないため、これ以上の検討は今後の課題としておきたい。

しかし、宝永6年家宣領知宛行状は、発給当時には朱印状であり、藤井氏が推測するように「家宣の詮房重用のなかで」発給された異例のものではなかったこと、換言すれば元禄7年令は徳川政権の政策として一貫したものであったことは確定できたと考える。

むすびにかえて

本稿では、元禄7年令をめぐる諸問題を検討してきた。その結果を簡単にまとめると、以下のようなになる。

- <1>元禄7年令の含意とは、幕府は領知判物を代替り朱印改めの時のみ発給するものとしたことであった。
- <2>元禄7年令発令の背景は、領知宛行状の大量発給が予想される中で、領知判物の權威を維持するためのものであった。
- <3>宝永6年8月5日付の間部詮房宛領知宛行状の原本は朱印状であった。元禄7年令の主旨は徳川政権下において一貫したものであった。

大よそ、以上の点は明らかになったと考える。では、特に<2>について、その權威とはいかにして維持されていったのであろうか。この点を確認することは、後年における元禄7年令の影響を展望することにつながるであろう。ついで、Ⅱで触れた佐竹家を事例として、特に文書管理の側面から確認することで、結びにかえたい。

既述のように、判物格の佐竹家は、朱印状の受給を不審とした。なぜなら、朱印状の受給が後年の憂いとなることを懸念したためである。そこで、佐竹家では幕府右筆の岡本より朱印状が後年の判物受給への支障にはならないことを聞き、安堵したわけであるが、その後、藩士の大嶋助太夫等は次のような上申書を提出している³⁰⁾。

一右之趣ニ御座候得は、重而 御判物御改有之節、御判物へ右御朱印御添目錄被相添可被差出御儀と奉存候、以上

大嶋 助太夫
布施 新助
谷田部要人

右之書付月日なし

30) 『国典類抄』第10巻軍事部全 p210。

「右之趣」とは既述の岡本の発言にかかる。大嶋等は、今回の朱印状受給は特別な例であるため、今後の判物受給には支障がないことを確認した上で、後年の朱印改の際には、朱印状と領知目録（その末文には「及上聞所、被成下御朱印也」とある）を提出してよいと上申している。しかし、これはもし判物受給に支障があるなら享保19年（1734）の朱印状は代替り朱印改の際には提出すべきではないということと同義である。朱印改において歴代將軍の宛行状を提出しないのは、重大な違反行為であるにも関わらず、である。以上のように、判物格の大名にとっては、宛行状の印章が判物か朱印かは重大な問題であったのであるが、それは大名家にとって領知宛行状は家格の象徴として認識されていたためである。

享保19年の一件は、岡本の言質を得ることで一体は終息したかに見えた。しかし「義透日記」元文元年3月7日条³¹⁾によれば、家中では延享3年、9代家重の代替り朱印状の際し、改めて享保20年の一件の事情、すなわち、朱印状受給はあくまでも特例であること周知させる措置を講じている。具体的には義透は、朱印改を担当した御境目奉行へ享保19年の一件についての覚書を交付し、御境目方にて留書するようにとの指示を出し、自身でも当時の事情をより詳細に調査し「御判物留書」という書物を作成している。以上の措置を講じた上で、家老間で協議の上、享保19年の朱印状と領知目録（の端裏にか）に次のように書き込みを加え、文書箱に収納している。

此御朱印并御領知目録は下野国御領知絹坂村之内御用地被召上、右御代地同国坪山村ニ而御拝領在之二付御領地之むら数以前よりは一ヶむら相増候故、享保十九寅年十二月十五日依 御奉書 御登 城 御朱印^{御領知目録}御拝受、翌十六日松平伊豆守殿^{御領知目録}御領知目録谷田部要人^{御領知目録}被渡之者也

簡単にいえば、朱印状受給があくまでも、村替に伴う特例のものであることを強調した文章を朱印状と領知目録に記録することによって、享保20年の一件の記憶化を試みたわけである。義透は後年にいたっても、享保19年の朱印状が判物受給の支障となることを懸念し、以上の措置を講じたのであった。

以上のように元禄7年令は、後年の大名家の文書管理までも規定したことが明らかであるが、これを元禄7年令が意図した領知判物の權威化の問題からみれば、領知判物の權威とは一面では大名家の文書管理によって維持されていたと展望することができよう。

31) 『国典類抄』第10巻軍事部 p159。